

Shell Malleus Fluid RL

シェル マレウス フルード RL

シェル マレウス フルード RL は、優れた粘着性を持つ高粘度の潤滑油です。鉱山機械・建設機械・荷役機械・キルンなどの各種開放歯車や、高粘度で粘着性の要求されるような用途、例えば、ワイヤーロープやチェーンなどの潤滑に適しております。

これまでの同種の製品は「黒色」の外観色を呈しており、塗布面の塗布残存状況は判断しやすいものでしたが、一方では、黒色そのものが汚い、さらには衣服に付着したり、他部に飛散・漏洩した場合にはその状況があまりにも汚いとの声が多々あります。このため、シェル マレウス フルード RL の外観色は、これらの状況を考慮して「薄い黒色」としております。

シェル マレウス フルード RL は、高粘度製品ですが、夏場および冬場においても扱いやすい粘性を保つよう配慮した製品であるため、年間を通しての使用が可能です。

■シェル マレウス フルード RL の特徴

1. 粘着性が優れています

シェル マレウス フルード RL は、優れた粘着性を持っていますので、遠心力による飛散・流出が少なく、長時間、潤滑面に付着して良好な潤滑効果を期待できます。

2. 摩耗を防止します

シェル マレウス フルード RL は、優れた粘着性と高粘度を維持していますので、低速で重荷重や振動を受けるような使用条件でも、潤滑面に油膜を維持し、金属と金属の接触によって起こる摩耗を防止します。

3. 耐水性が優れています

シェル マレウス フルード RL は、水と乳化せず、また、水をはじく性質を持っています。このため、湿気の多い、あるいは多少水がかかるような開放歯車やワイヤーロープなどの潤滑に適しています。

4. 錆や腐食を防止します

シェル マレウス フルード RL は、歯面やその他の潤滑面に強固に付着して、錆や腐食を防止します。

5. 付着時の汚れが目立ちにくい

シェル マレウス フルード RL は、万一、衣服に付着した場合あるいは他部に付着した場合でも、外観色が薄い黒色であるため汚れが目立ちにくい。

6. 年間を通じての使用が可能です

シェル マレウス フルード RL は、優れた粘度温度を持っているため、年間を通して扱いやすい粘性を維持します。

シェル マレウス フルード RL 代表性状					
油種	項目	密度 (15℃) g/cm ³	引火点 (開放式) ℃	色	粘度 mPa・s
					@40℃ @100℃
シェル マレウスフルード RL		0.891	258	薄黒色	5,450 275

*代表性状値は、商品の改定により、予告せずに変更場合があります。(2016-01)

**シェルマレウスフルード RL は、可燃性液体類です。

シェル マレウス フルード RL の販売荷姿 : 16kg ペール缶

■使用上の留意点

- ・機械および潤滑油を長持ちさせるため、新油をタンクに張り込む前に必ず装置のフラッシングを行ない、内部及び潤滑箇所を清浄にするとともに、使用中も異物が混入しないように機器のメンテナンスに充分留意してください。
- ・また、他銘柄との混合使用は油の性能低下をきたすことが考えられますのでできるだけ避け、止むを得ない場合は、時期をみて早めに一度全量交換することをおすすめします。
- ・ご使用にあたっては、事前に安全データシート (SDS) をご覧ください。
- ・製品の海外輸出に際しては、輸出貿易管理令の該非判定だけではなく、その他の要件によって日本政府当局への許可申請が必要になる場合があります。また、仕向国の法規等により輸入制限を受ける場合もありますので、製品を自ら輸出されているお客様は、この点をご理解の上ご自身の責任で必要な措置を講じるようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ルブカカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

※本資料は、事業者様向けに作成されたものです。



取扱上の注意 ▼下記の注意事項に従ってお取扱ください。

＜＜取り扱い上の注意＞＞	
[安全対策]	・使用前にカタログ、SDS を入手し、全ての安全情報を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・取り扱う際は保護具を使用すること。
[応急措置]	・飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。 ・無理に吐かせないこと。 ・飲み込むと下痢・嘔吐を起こすことがあります。 ・目に入ると炎症を起こすことがあります。目に入った場合は、清浄な水で最低 15 分間洗浄し、医師の手当てを受けること。 ・皮膚に触れると炎症を起こすことがあります。皮膚に付着した場合は、水と石鹸で十分に洗うこと。
[保管]	・直射日光を避け、換気の良い場所に保管すること。 ・ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管すること。
[廃棄]	・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 ・不明な場合は購入先に相談の上処理すること。

Ver.1. 2017.11.1